

## A 重油売買単価契約書(案)

沖縄県公営企業管理者 企業局長 宮城 力 (以下「甲」という。)と  
(以下「乙」という。)とは乙が A 重油 (以下「燃料」という。)を甲  
に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品 名 A重油
- (2) 単 価 別表1のとおり
- (3) 契約期間 令和6年 月 日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 別表2のとおり
- (5) 納 入 量 1回の納入量は甲の発注した数量とする。
- (6) 契約保証金

第2条 乙は、前条第3号の契約期間中、甲の発注あるごとにその都度甲が指定する日までに燃料を納入するものとする。又、緊急給油連絡があるときは、土曜日、日曜日、祝祭日、夜間等であっても速やかに燃料を納入するものとする。

2 乙は、甲の操業に支障をきたさないように十分留意し、納入数量の確保に努力するものとする。天災地変等不可抗力により乙が甲に燃料を納入することが不可能な場合、乙は遅滞なく甲にその旨を連絡し、甲乙協議して必要な措置をとるものとする。但し、不可抗力により乙が納入できない場合は、乙はその責めを負わないものとする。

3 燃料の受渡は、乙の納品書に甲の職員が記名押印(又は署名)し受渡の証とする。

第3条 甲は、燃料の納入を受けたときは、直ちに乙の職員の立会のもとに検査を行う。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、甲は、燃料を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。

4 燃料の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

第4条 前条第3項の受領の前に生じた燃料の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

第5条 乙は、納入の際に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第6条 乙は、毎月10日までに前月中に納入した数量をとりまとめたうえ、受渡書の写しを添えてその代金の支払を甲に請求するものとする。この場合、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 甲は乙からの適法な支払請求書を受領してから30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

3 乙は、1ヶ月使用の納入量を算出し、燃料等料金及び法令所定の消費税等を甲に請求する。

第7条 乙の責めに帰する事由により、納入期限までに燃料を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延料を支払うものとする。

2 前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める率を売買代金に乗じて得た額とする。

第8条 甲は、必要があるときは、納入燃料の数量を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

第9条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が品質、数量に不正な行為をしたとき。
- (4) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (5) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直積的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙が甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

第10条 この契約の締結に要する費用及び燃料納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮城 力

乙 供給者（受注者）

## 別表 1

## 売買単価表（税抜き）

品名	数量	単位	単価	備考
A 重油	1	ℓ	円	消費税抜き

## 別表 2

## 指定する場所

施設名	所在地	地下タンク容量
石川浄水場自家発室	うるま市石川東恩納崎1	40,000ℓ
平良川増圧ポンプ場自家発室	うるま市字平良川87-1	15,000ℓ